



特産品開発支援事業補助金

市内食関連事業者が行う、市場ニーズに応えるような新たな特産品等の商品開発に係る経費の一部を補助します。

事業概要

審査会実施のうえ補助金交付者を決定します

項目	令和 7（2025）年度の内容
補助対象者	市内に事務所または事業所を有する食品関連事業者 ※詳細の条件については市HPより募集要項等をご確認ください
補助対象事業	市の特産品となり得る次の要件を全て満たす新商品の開発・生産を実施する事業。 ①市の魅力を伝える食品または魅力を活かした食品であること ②市内の事業所で製造または加工すること ③原則30日以上賞味期限があること ④令和9年3月31日までに商品として販売すること ⑤ふるさと納税返礼品への登録に努めること
補助対象経費	・補助対象事業に要する1件10万円以上の機械等導入費 ・パッケージおよびラベル等のデザイン製作の委託に係る経費 ・商標登録等、産業財産権の出願に係る経費
補助金額等	補助率：2／3以内 補助上限額：500万円
募集期間	募集終了 （令和7年4月1日（火）～令和7年5月14日（水））

全体スケジュール

函館市 特産品 補助 🔍

日程	内 容
令和7年6月初旬	・審査会実施（個別面談方式によるヒアリング）
令和7年6月中旬	・審査結果通知（交付決定）後、事業開始
令和8年3月31日まで	・事業完了
事業完了から30日以内	・実績報告書提出
実績報告書提出後	・書類審査、実地検査（実地は機械導入の場合のみ） ・補助金の交付
令和9年3月31日まで	・商品の販売 ・販売開始報告書提出

※まずは下記担当までご相談ください！